

# 「大津市伝統芸能会館友の会」規約 [新規・継続]

## 第1条 (名称)

当会の名称は「大津市伝統芸能会館友の会」とする。



## 第2条 (目的)

伝統芸能を愛好する大津市内外の会員によって構成し、大津市の文化振興・伝統芸能発展継承に寄与することを目的とする。会員は、個人に限ります。

## 第3条 (会費)

会員は、入会時に定める入会金 (A)か(B)を支払うものとします。

④ 会費：1500円 (ペーパーレス時代に伴いチラシ郵送なし)

⑤ 会費：チラシ郵送あり 2,000円

(途中入会・退会に際しての割引・返金はございません。)

## 第4条 (会員特典)

1, 当館主催公演一般発売日前の先行購入。

2, 当館でお求めの場合に限り、チケット割引。

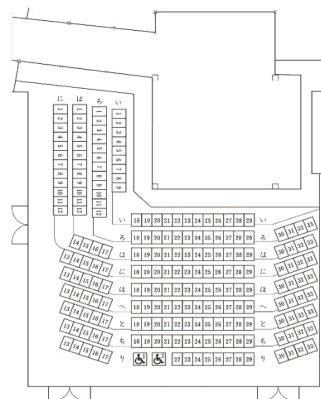
1枚購入につき…300円引き。

(1公演につき…2枚迄特典利用可能)

3, 当日券も会員価格。

※ チケットの割引については能公演以外で省く場合がございます。

4, 次年度 主催能楽公演年間パンフ・次年度友の会の案内の郵送(次年度の予定が決定次第)



## 第5条 (資格期間)

会員資格の有効期間：4月1日～翌年3月31日 年度とします。

## 第6条 (会員証)

会員には会員証を発行いたします。チケット購入の際に、会員証をご提示ください。なお、電話予約される際には会員番号・会員氏名等の確認をもって会員証の提示と見なします。

(会員証を紛失された場合でも資格は失いません。)